

山梨県公報

第四十三号

令和元年

十月二十一日

月曜日

目次

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	三二五
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………	三二五
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………	三二五
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(十一件)……………	三二六
○大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出……………	三三〇

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
令和元年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和元年十月三日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
1 名称 特定非営利活動法人やまなしキャリアデザイン・ラボ
2 代表者の氏名 小林和美
3 主たる事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町河西千二百三十二番地一
4 定款に記載された目的 この法人は、若年者から高齢者を含む職業社会での問題を抱える人々に対して、キャリア形成支援、能力開発支援、インターンシップ支援、ライフ・ワーク・バランス支援、メンタルヘルス対策、起業支援等に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと職業社会が抱える問題解決や雇用の促進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和元年十月十一日から同年十一月十一日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和元年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 第一リース株式会社 代表取締役 長津克司 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号
- 二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプス市徳永複合施設 山梨県南アルプス市徳永字押出八十三番五外
2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
第一リース株式会社 代表取締役 遠藤経雄 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号	第一リース株式会社 代表取締役 長津克司 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

- 3 変更の年月日 令和元年六月二十八日
- 届出年月日 令和元年十月二日
- 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 縦覧期間 この公告の日から令和二年二月二十一日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和元年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 第一リース株

株式会社 代表取締役 長津克司 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DIS上今井複合施設 山梨県甲府市上今井町七百六十九番外

2 変更した事項
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
第一リース株式会社 代表取締役 遠藤経雄 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号	第一リース株式会社 代表取締役 長津克司 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外二者

3 変更の年月日 平成二十八年三月三十一日外
届出年月日 令和元年十月二日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和二年二月二十一日日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 オリックス株式会社 代表取締役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目四番一号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ国母 山梨県甲府市大里町三百五十一―一番地外
2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎 東京都府中市若松町一丁目三十八番地 一 外二者	株式会社サンドラッグ 代表取締役 貞方宏司 東京都府中市若松町一丁目三十八番地 一 外二者

3 変更の年月日 平成三十一年三月一日外
届出年月日 令和元年十月二日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和二年二月二十一日日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグ甲府住吉店 山梨県甲府市住吉三丁目三千九十二番地外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治 静岡県駿東郡長泉町下長窪三三三番地	イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号

- 3 変更の年月日 令和元年七月一日
届出年月日 令和元年十月七日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年二月二十一日日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグ甲府長松寺店 山梨県甲府市長松寺町六百五十九番三外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治	イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎

静岡県駿東郡長泉町下長窪三三三番地 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号

- 3 変更の年月日 令和元年七月一日
届出年月日 令和元年十月七日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年二月二十一日日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグ甲府和戸店 山梨県甲府市和戸町字芝原五百三十九番地外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治 静岡県駿東郡長泉町下長窪三三三番地	イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号

- 3 変更の年月日 令和元年七月一日
届出年月日 令和元年十月七日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和二年二月二十一日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 関山産業株式会社 代表取締役 関山文代 山梨県都留市夏狩六百六十四番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 富士見ショッピングセンター 山梨県富士吉田市上吉田三千二百八十四番地一

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治 静岡県駿東郡長泉町下長窪三三三番地 一 外一者	イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号 外一者

3 変更の年月日 令和元年七月一日

三 届出年月日 令和元年十月七日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和二年二月二十一日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ山梨 山梨県山梨市下石森宮ノ前七一一番地

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ゼロエミツション 代表取締役 村内忠壽 東京都八王子市大和田町五丁目八番十号 外六者	株式会社ゼロエミツション 代表取締役 永長敬造 東京都八王子市大和田町五丁目八番十号 外六者

3 変更の年月日 平成十九年五月一日外

三 届出年月日 令和元年十月二日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和二年二月二十一日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCMくろがねや葎崎店 山梨県葎崎市藤井町南下條字下河原百五十二番地外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治 静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地 一 外三者
変更後	イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号 外三者

- 3 変更の年月日 令和元年七月一日
三 届出年月日 令和元年十月七日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和二年二月二十一日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 株式会社トリア紡コーポレーション 代表取締役 長井渡 大阪府大阪市中央区城見一丁目二番二十七号クリスタルタワー十八階
二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フレスポ甲西 山梨県南アルプス市西南湖字廻り木三百四十一番地一外
2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治
変更後	イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎

静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地
一 外三者
愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号 外三者

- 3 変更の年月日 令和元年七月一日
三 届出年月日 令和元年十月七日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和二年二月二十一日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号 外一者
二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプスガーデン 山梨県南アルプス市十五所字西原千四百二十三番四
2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治 静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地 一 外六者
変更後	イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号 外六者

- 3 変更の年月日 令和元年七月一日
三 届出年月日 令和元年十月七日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和二年二月二十一日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンタウン株式会社 代表取締役 大門淳及び加藤久誠 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン山梨中央 山梨県中央市下河東字上窪四百
2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治 静岡県駿東郡長泉町下長窪三三三番地 一 外十九者	イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号 外十七者

3 変更の年月日 平成二十九年四月一日外
三 届出年月日 令和元年十月七日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和二年二月二十一日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり

公告し、及び縦覧に供する。
令和元年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスガーデン甲府昭和 山梨県中巨摩郡昭和町飯喰字村西千五百六十三番地三外
2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 水野秀晴 東京都千代田区外神田二丁目二番十五号	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久 東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

3 変更の年月日 平成三十一年三月一日
三 届出年月日 令和元年十月二日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和二年二月二十一日まで

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者
1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 中央自動車倉庫株式会社 代表取締役 新井越雄
2 住所 群馬県高崎市八幡原町三百三十七番
二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 ケーヨーデイツー甲府国母店
 - (二) 所在地 山梨県甲府市国母八丁目百五番地一
 - 2 廃止前の店舗面積の合計 五千二百九十平方メートル
 - 3 廃止後の店舗面積の合計 零平方メートル
 - 4 店舗面積の合計を千平方メートル以下に変更する日 令和元年十月八日
- 三 届出年月日 令和元年十月七日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番